

# 社会・援護局関係主管課長会議

(説明資料)

平成20年3月3日(月)

厚生労働省社会・援護局(援護)

## 説 明 資 料 日 次

	頁
第 1 平成20年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第 2 中国残留邦人等に対する援護施策について -----	4
第 3 遺骨収集等慰霊事業について -----	12
第 4 戦没者遺骨のDNA鑑定等により特定された氏名判明遺骨の伝達 について -----	15
第 5 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正について -----	17
第 6 特別給付金支給法等の運用について -----	18
1. 平成20年改正特別給付金について	
2. 特別給付金等の時効失権防止について	
第 7 援護年金に係る受給権調査等について -----	19
第 8 旧陸海軍関係恩給進達事務等について -----	20
第 9 旧陸海軍の履歴証明及び抑留者の資料整備等について -----	21
第10 未帰還者調査について -----	23
第11 北朝鮮在住の日本人配偶者故郷訪問について -----	24

# 第1 平成20年度社会・援護局援護関係予算案 について

【19年度予算】

【20年度予算案】

48,970百万円

→

54,657百万円※

※社会・援護局（援護）計上分 45,462百万円

社会・援護局（社会）計上分 9,195百万円

1 援護年金 43,078百万円 → 39,617百万円  
(受給人員 23,088人 → 21,085人)

援護年金の額を恩給の改善に準じて引き上げる。(平成20年10月から)

改善の例(年額)

○ 遺族年金、遺族給与金(勤務関連死)

1,568,700円 → 1,573,500円

恩給の特例扶助料の最低保障額の引上げ(4,800円)に準拠

※ 2年計画の2年目

○ 遺族年金、遺族給与金(平病死)

514,550円 → 525,350円

恩給の遺族加算の引上げ(10,800円)に準拠

※ 5年計画の2年目

2 戦没者の父母等に対する特別給付金の継続支給 0 → 3百万円  
(支給事務に要する経費)

・国債額面 100万円(5年償還)

3 戦没者の遺骨収集等の推進 845百万円 → 845百万円

(1) 遺骨収集等 515百万円 → 515百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 308百万円 → 308百万円  
(14地域1,008人) (14地域1,008人)

(うち、民間建立慰霊碑等整理事業 19百万円 → 19百万円)

4 戦中・戦後の労苦継承	751百万円 →	782百万円
(1) 昭和館の運営費	554百万円 →	554百万円
(2) しょうけい館の運営費	187百万円 →	190百万円
5 中国残留邦人等の支援	1,780百万円 →	11,145百万円
(1) 中国残留邦人に対する新たな支援	0 →	9,939百万円
① 中国残留邦人に対する支援給付の実施	0 →	9,116百万円
・ 中国残留邦人に対する支援給付		8,633百万円
・ 「支援・相談員」の配置		483百万円
② 地域社会における生活支援の実施	0 →	562百万円
③ 啓発・広報等の実施	0 →	53百万円
(2) 定着自立援護	1,103百万円 →	501百万円
(3) 帰国援護	621百万円 →	645百万円
(4) 訪日調査等	56百万円 →	60百万円

※ 平成20年度概算要求に計上した老齢基礎年金の満額支給のために必要な保険料の追納及び広報事業等については、平成19年度補正予算にて対応。(254億円)

平成20年度 中国残留邦人対策関係予算(案)の概要

【19年度予算額】 【20年度予算案】

1,780百万円 → 11,145百万円

(※職業安定局及び職業能力開発局計上分含む 1,838百万円 → 11,251百万円)

中国残留邦人に対して、従来の施策に加え、その置かれた特別な事情に配慮した新たな支援策を講ずるため、第168回国会(臨時会)において成立した「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)」を踏まえ、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしが実現できるよう支援する。

<b>1</b>	<b>中国残留邦人に対する新たな支援</b>	<b>0百万円 → 9,939百万円</b>
	<b>(1) 中国残留邦人に対する支援給付の実施</b>	<b>0百万円 → 9,116百万円</b>
	<p>① 中国残留邦人に対する支援給付                      高齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対して、新たに生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付などの各支援給付を実施し、生活の安定を図る。</p> <p>② 「支援相談員」の配置                      中国残留邦人に理解が深く、中国語ができる「支援相談員」を福祉事務所等に配置し、円滑な実施体制を整備する。</p>	
	<b>(2) 地域社会における生活支援の実施</b>	<b>0百万円 → 562百万円</b>
	<p>① 地域における中国残留邦人支援ネットワーク事業                      地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人が気軽に参加できるような仕組みを作り、地域の中での理解、見守りや支え合いなど地域で安定して生活できる環境を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の理解を得るための研修会の実施</li> <li>・ 地域住民等との調整を行う支援リーダーを配置して、地域における交流事業等に気軽に参加できる仕組みを構築</li> <li>・ 自立指導員、自立支援通訳等の派遣事業の実施</li> </ul> <p>② 身近な地域での日本語教育支援                      中国残留邦人が身近な地域で学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のボランティア団体等が実施する日本語教室に対する助成を実施</li> <li>・ 民間の日本語学校を利用し、日本語を習得する者に対する受講料の補助</li> <li>・ ボランティア団体等が地域で実施している交流事業に対する助成</li> </ul>	
	<b>(3) 啓発・広報の実施</b>	<b>0百万円 → 53百万円</b>
	中国残留邦人問題への国民の理解と協力を得るための啓発・広報等を実施する。	
<b>2</b>	<b>2世・3世に対する就労支援</b> (※職業安定局及び職業能力開発局計上分)	<b>58百万円 → 106百万円</b>
	2世・3世の就労による自立を図るため、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・職業紹介や試行雇用の実施等の就労支援を促進する。	
<b>3</b>	<b>定着自立援護</b> (自立研修センター、支援・交流センター運営経費等)	<b>1,103百万円 → 501百万円</b>
<b>4</b>	<b>帰国援護</b> (帰国旅費の支給、定着促進センター運営経費等)	<b>621百万円 → 645百万円</b>
<b>5</b>	<b>訪日調査等</b>	<b>56百万円 → 60百万円</b>

中国残留邦人に対する新たな支援関連平成19年度補正予算の概要 **25,368百万円**

1. 高齢基礎年金の満額支給のために必要な保険料の追納 25,161百万円  
 中国残留邦人の老後の生活の安定を図るため、高齢基礎年金の満額支給を行うために必要な年金保険料を全額国庫負担で追納する特例措置を講ずる。
2. 広報事業経費等 207百万円  
 中国残留邦人に対して新制度の広報等を実施する。

## 第2 中国残留邦人等に対する援護施策 について

### 1 中国残留邦人等に対する新たな支援策について

#### (1) 総論

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するために、平成20年度より新たな支援策として次の施策を講じることとした。

#### ア 老齢基礎年金の満額支給

帰国後の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても特例的に保険料の追納を認めるとともに、追納に必要な額を全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金を支給する。

#### イ 老齢基礎年金を補完する生活支援給付

老齢基礎年金の満額支給に加え、その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合には、支援給付を行う。

また、中国残留邦人等に理解が深く、中国語等のできる支援・相談員を福祉事務所等に配置し支援する。

#### ウ 地域社会における生活支援等

中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する。

- ① 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ② 身近な地域での日本語教育支援事業
- ③ 自立支援通訳等派遣事業
- ④ 中国帰国者への地域生活支援プログラム事業

#### エ その他

- ① 啓発・広報の実施
- ② 要介護支援モデル事業の実施

つきましては、各都道府県及び市区町村におかれても、新たな支援策が円滑に実施できるよう御協力をお願いする。

(2) 老齢基礎年金の満額支給について

ア 申請書の受付及び審査状況について

特定中国残留邦人等の老齢基礎年金を満額支給するための一時金については、昨年12月28日以降、対象予定者名簿に記載した者に対して申請書等を直接送付し、本年1月から申請受付を開始したところである。

申請書の受付及び審査状況は次のとおりとなっている。

一時金申請書の受付及び審査状況

(平成20年2月27日現在)

申請書の受付件数	認定件数	書類整備中等の件数
5,180件	4,572件	608件

審査の結果、特定中国残留邦人等と認定された申請者については、社会保険庁から老齢基礎年金の満額支給に必要な追納保険料相当額の提示を受けた後、一時金として支給決定して本人に通知するとともに、

(ア) 厚生労働省が追納保険料を一時金から控除し代理追納

(イ) 申請者が保険料を拠出している場合は残余として本人に支給することとなる。

上記の支給決定は3月中旬以降に行われ、年金受給中の支給決定者については、保険料が追納された翌月分から老齢基礎年金が満額に改定される予定である。

(用語解説)

特定中国残留邦人等

本邦に永住帰国した中国残留邦人（樺太残留邦人を含む。）で、次のいずれの要件も満たす者

- ①明治44年4月2日以後に生まれた方
- ②昭和21年12月31日以前に生まれた方（昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。）
- ③永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している方
- ④昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方

## イ 各種名簿について

一時金申請書を送付した中国残留邦人等を記載した「対象予定者名簿」、「死亡者名簿」及び「消息不明者等の名簿」については、本年1月7日付けで、各都道府県援護担当課あてに送付し、その後、各都道府県等からの情報提供をもとに更新された「対象予定者名簿」等を、2月末までに提供したところである。

支援給付への移行事務等に御活用いただくとともに、今後とも、中国残留邦人等の所在情報や死亡情報を提供いただけるよう御協力いただきたい。

なお、特定中国残留邦人等と認定された者を掲載した「対象者名簿」については、3月中旬頃に送付する予定である。

## ウ 今後の対応について

老齢基礎年金を満額支給するための一時金申請書の受付期間は、会計法上の規定により、特定中国残留邦人等が権利取得した日から5年以内であることから、厚生労働省としても、2月中に、未提出の対象予定者に対して、申請を促す文書を送付したところである。

また、2月中に主要新聞で政府広報を行ったほか、3月には、新聞広告による新たな支援策の周知や申請の呼びかけ等を行う予定である。

各都道府県・市区町村におかれても、対象者の把握、申請手続の広報・周知について、引き続き御協力いただくようお願いする。

## (3) 老齢基礎年金を補完する支援給付

中国残留邦人等に対する支援給付については、平成20年4月1日から施行されることとなっている。

このため、支援給付の実施機関におかれては、新たな制度への移行等の事務処理等について遺漏のないよう準備方よろしく願います。

## ア 事務処理手順

### (ア) 特定中国残留邦人等とその配偶者（改正法第14条第1項）

#### ① 現に生活保護を受給中の者

対象予定者名簿に登載されている中国残留邦人等で、現在、生活保護を受給している者については、4月から支援給付へ自動切替えとなるため、福祉事務所等において、支援給付へ移行する旨本人へ説明をお願いする。



支援給付の制度説明が終わった者については、円滑に自動切替えが行えるよう準備方をお願いします。

支援給付への移行に際しては、申請書の提出等の手続は必要としていないので留意願いたい。

なお、老齢基礎年金の満額支給のための申請書を厚生労働省へ申請していない者がいる場合については、厚生労働省では1月から申請を受け付けているので、申請手続等について指導をお願いします。

② 現在生活保護を受給していない者

対象者名簿に登載されているが、現在生活保護を受給していない特定中国残留邦人等の方が、支援給付の受給について4月以降申し出られた場合には、申請書を提出するよう指導をお願いします。

(イ) 支援給付を受給中の特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者

(改正法第14条第3項)

支援給付に係る改正法施行(平成20年4月1日)後に支援給付を受給していた特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者については、世帯員の調整を行い、支援給付を継続して支給するものとする。

なお、この場合には、改めて申請書等の提出の必要はない。

(ウ) 支援給付に係る改正法施行(平成20年4月1日)前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受けている配偶者

(改正法附則第4条)

支援給付に係る改正法施行前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受けている者の把握については、死亡者名簿の住所と生活保護受給者の住所が一致するかの確認方法で調査をお願いします。

この場合、住所が一致した死亡者が特定中国残留邦人等であるかの確認を行う必要があるため、生活保護の実施機関は、配偶者と死亡者の氏名等を都道府県援護担当課へ連絡し、都道府県援護担当課は、取りまとめの上、厚生労働省へ連絡をお願いします。厚生労働省は調査した結果を都道府県援護担当課へ連絡する。

調査の結果、特定中国残留邦人等の配偶者であることが確認されたら、支援給付制度の説明を行い、支援給付への移行をスムーズに行うため、3月中の事前申請を行えることとしたので、当該配偶者に対し申請書を支援給付の実施機関へ提出するよう説明をお願いします。

(エ) 4月中に申請があった者への取扱い

(ア) ②の者については、改正法施行後の申請となるが、4月中に申請があった者に対しては、特例として4月1日まで遡及して支援給付の支払いが行われるよう留意をお願いします。

また、5月以降の申請者については、申請日から支給が行われるようお願いする。

なお、(ウ)の者についても、改正法施行後に申請を行った場合には、4月中に申請があった者に対しては、特例として4月1日まで遡及して支援給付の支払いが行われるようお願いする。(この場合、既に支払った4月分の生活保護費については、戻入の手続きを行わせることとなる。)

ただし、(ウ)の者については、5月以降に申請を行った場合には、申請の属する月の翌月1日に生活保護からの切替えとするため、留意願いたい。

(用語解説)

対象予定者名簿・・・昭和36年以降永住帰国した中国残留邦人等で住所が分かっている者の名簿(平成20年1月7日及び2月22日発送分)

対象者名簿・・・高齢基礎年金の満額支給のための一時金の申請を行い、厚生労働省で特定中国残留邦人等と認定した者(平成20年3月中旬頃発送予定)  
対象予定者名簿(確定版)はこの対象者名簿となる。

死亡者名簿・・・昭和36年以降永住帰国した中国残留邦人等で法施行前までに死亡の連絡があった者の名簿(平成20年1月7日及び2月22日発送分)

イ 支援給付に係る交付申請について

中国残留邦人等に対する支援給付については、「生活保護費等国庫負担金の交付申請について(平成20年2月14日付け事務連絡)」で連絡したとおり、平成20年3月10日(月)までに、社会・援護局保護課経理係まで交付申請をお願いします。

#### ウ 支援・相談員の配置等について

老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付に係る事務に際しては、中国残留邦人等が置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語(ロシア語)ができる「支援・相談員」を支援給付事務実施機関に配置するとともに、支援・相談員が中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活が送れるよう支援する。

なお、支援・相談員候補者への研修会を3月24日(月)に行うこととしているので、同候補者等の出席方についてよろしくお願ひしたい。

#### (4) 地域社会における生活支援等について

中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する。

具体的な事業の内容は次のとおりである。

##### ア 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり社会的自立を促す。

##### イ 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う。

##### ウ 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等の日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び定着当初における健康相談等の援助を行うことにより、地域において安心した生活が送れるよう支援する。

##### エ 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、支援・相談員、自立指導員及び市区町村等のプログラム担当者が連携して、「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習、就労支援、生活相談等の支援を行う。

これらの事業の円滑な実施に向けて、各都道府県においても、御協力をお願いする。

(5) 新たな支援策に係る啓発・広報の実施について

新たな支援策の広報については、関係機関等にリーフレット、ポスターの配布、厚生労働省ホームページへの掲載及び新聞全国紙、ブロック紙に政府広報を実施し制度周知を図っているところであるが、未申請及び所在が不明な者がいることから、今後も新聞広報を実施することとしているので、都道府県窓口にて中国残留邦人等の方々が来訪した場合には、助言・指導等の御協力をお願いしたい。

また、新たな支援策を実施するに当たり、中国残留邦人等の抱えている困難な問題について国民の理解を得ることも必要であるため、制度周知とともに啓発広報等も行うこととしている。

(6) 要介護支援モデル事業の実施

中国残留邦人等の高齢化に伴い、要介護者及び介護を必要とする者の増加が見込まれるため、介護施設及び通所系サービスにおいて中国残留邦人等のニーズにあった介護サービス等を調査研究することとしている。

具体的な事業の内容は次のとおりである。

ア 介護施設等への調査

中国残留邦人等が入所又は通所している介護施設等に対して、介護サービス状況の現状把握を実施。

イ 要介護支援モデル事業の実施

中国残留邦人等が入所している介護施設に通訳等を派遣し、効果や問題点を把握するためのモデル事業の実施。(4ヶ所程度)

これらの事業は、民間団体へ委託し実施することとしているが、各都道府県及び市区町村におかれましても、委託団体等への御協力についてお願いしたい。

2 永住帰国を希望する者の受入れについて

(1) 新たに中国残留日本人孤児と確認された者等の永住帰国希望者については、平成20年度においても早期受入れを図ることとしている。

なお、帰国当初の日本語指導を含む定着指導等については、平成20年4月末に大阪中国帰国者定着促進センターを閉所することから、今後は、所沢中国帰国者定着促進センターで実施することとしている。入所時期は、平成20年7月、平成

21年1月を予定しているので、よろしくお願ひしたい。

- (2) 身元引受人については、世代交代の時期を迎えていることから、各都道府県においては、引き続き、中国及び樺太等帰国者について新たな身元引受人の確保に努めていただくとともに、公営住宅の確保、帰国者等の就労、就学等に当たり、関係部局及び関係機関と連携協力を図りながら、帰国者の受入れ・自立に向けて積極的な取組をお願ひする。

### 3 一時帰国援護

中国残留邦人等が墓参、親族訪問等の目的をもって本邦に一時帰国することを希望し、在日親族が中国残留邦人等の一時帰国の受入れができない場合については、国が民間団体に集団による一時帰国の受入れ・援護を委託し実施している。

都道府県においては、一時帰国者に係る戸籍抄本の送付、一時帰国情報等の在日親族への連絡、帰国時における出迎え、集団一時帰国時の墓参等に係る在日親族の受入れの可否についての意向確認等、格段の御協力をお願ひする。

### 4 中国残留孤児の肉親調査

#### (1) 日中共同（訪中）調査

中国残留孤児の肉親調査は、平成12年度から当室職員が訪中して行う日中共同調査を実施してきたところであるが、孤児と申し立てる者からの肉親調査依頼があるので、平成20年度も引き続き実施することとしている。

#### (2) 情報公開調査、訪日対面調査

平成20年度においても、日本国内において報道機関の協力のもと、新たに確認された中国残留孤児等に係る情報公開調査を行うとともに、身元に関する手掛かり情報を掲載した孤児名簿（リーフレット）を都道府県、市区町村、孤児届の提出者及び関係団体等に配布し、情報の提供を求めるなど情報収集に努めることとしている。

また、情報公開調査において肉親情報が得られれば、訪日対面調査を行うこととしているところであり、情報収集、戸籍確認等今後とも一層の御協力をお願ひする。